

重要事項説明書

N O S A I 山形

この「説明書」は、ご加入される皆さまにあらかじめご承知いただきたい、契約上特に重要な事項を記載したものです。加入お申込みの際は、この説明書、約款等をご確認下さい。

◎ 共通事項

1. ご契約は、別途定めている各共済事業の加入申込書に、加入者が必要事項を記入、押印して山形県農業共済組合（以下「組合」といいます。）に申し込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。
加入申込書には、事実を正確にご記入下さい。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合があります。
なお、加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは、速やかに組合にお知らせ下さい。
2. 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合と国の２段階による責任分担を行い、危険分散を図ることで、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。
3. 加入している共済目的の譲渡があった場合は、譲受人が組合に対して２週間以内に必要な書面を添えてこれの申請をし、組合の承諾を得ることでその共済関係を承継することができます。譲渡、相続その他の包括継承があった場合には必ず行って下さい。
4. 加入いただいた共済目的について、通常すべき管理、その他損害防止を怠らずに行って下さい。
5. 組合は、損害の防止又は損害の認定のため必要があるときは、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な調査を行うことができます。
6. 共済事業ごとに共済事故の認定などに様々な通知が必要です。遅滞なく組合にお知らせ下さい。
7. 全共済事業に共通して共済金の支払いができない損害として、次のものがあります。
 - ・戦争その他の変乱によって生じた損害
 - ・組合員又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害（ただし、組合員が損害賠償を目的に、他人の所有するものを共済に付した場合は「故意」によるものとします。）
 - ・共済金の取得を目的とした組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害
8. 組合は、共済金を支払ったときは、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権を代位します。
9. 共済掛金の納入及び共済金の支払いを適正に行うため、金融機関の登録をいただいております。口座振替手続がお済みでない方はお早めにお申し出下さい。また、金融機関を変更した場合は、速やかにその旨を組合にお知らせ下さい。なお、共済掛金については、期限内の納入をお願いします。

事業の説明事項

【園芸施設共済】

園芸施設共済に加入している特定園芸施設、附帯施設、又は施設内農作物に損害が発生したときに共済金を支払う事業です。（耐用年数の2.5倍以上経過した施設（パイプハウスで25年超）については、加入者が希望する場合には一括加入の対象から除外することができます。）

(1) 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故は、次のとおりです。

- ① 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災
- ③ 破裂及び爆発
- ④ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤ 車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥ 病虫害
- ⑦ 鳥獣害

(2) 共済責任期間の開始日及び共済責任期間

共済責任期間の開始日は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日からとなります。ただし、継続加入の場合は、従前の共済責任期間の終了する日の1ヵ月前から終了する日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。

また、共済責任期間は共済責任開始から原則1年間です。ただし、共済責任期間の始期又は終期を統一する場合や設置期間が周年でない等の理由により、加入者が1ヵ月以上1年未満の共済責任期間を申し出た場合は、その期間となります。

(3) 共済金額

共済金額は、特定園芸施設等ごとに共済価額の100分の40を下回らず、100分の80を超えない範囲内において加入者が申し出た金額です。

共済金額の基礎となる特定園芸施設の価額、附帯施設の価額、施設内農作物の価額、撤去費用基準額及び復旧費用基準額は次のように算定します。

① 特定園芸施設の価額

ガラス室の価額＝再建築価額×時価現有率

プラスチックハウスの価額＝本体の再建築価額×時価現有率

＋プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合

プラスチックフィルム等の再取得価額＝プラスチックフィルム等の標準価額×被覆面積

② 附帯施設の価額

附帯施設の価額＝附帯施設の再取得価額×時価現有率

③ 施設内農作物の価額

施設内農作物の価額＝当該施設内農作物が栽培されている特定園芸施設の

再建築価額（被覆材含む）×作物区分ごとの施設内農作物価額算定率

（注）施設内農作物価額算定率は施設内農作物の生産費を勘案して、果菜類、葉菜類、花き類の3段階に設定されています。

④ 撤去費用基準額

撤去費用基準額＝単位当たり撤去費用基準額×特定園芸施設の設置面積

⑤ 復旧費用基準額

本体復旧費用基準額＝（本体の再建築価額×時価現有率に応じた率）－

（本体の再建築価額×時価現有率）

附帯施設復旧費用基準額＝（附帯施設の再取得価額×時価現有率に応じた率）－

（附帯施設の再取得価額×時価現有率）

※時価現有率に応じた率は、耐用年数内は100%、耐用年数経過後は75%になります。

(4) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

- ① 国が定める共済掛金標準率は3年を基本として改定されます。
- ② 共済掛金率は組合員個別の損害率をもとに危険段階別に定められており、適用される危険段階区分は毎年更新となります。
- ③ 共済掛金に対して国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。ただし、復旧費用部分の掛金は全額農家負担となります。
- ④ プラスチックハウスⅡ類のうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプによって造られている施設(40-2型)は共済掛金率が割引されます。
- ⑤ 生産部会等の集団で加入した場合、掛金及び賦課金の割引が適用されます。(協定を締結すること、一斉加入受付の実施及び加入割合が8割を超えることが要件となります。)

(5) 共済金の支払額

園芸施設共済に加入している特定園芸施設等が共済事故によって損害を被ったときには、その損害の額が次に掲げる金額から加入申込時に棟ごとに選択した小損害不填補の基準金額を超える場合に、その都度、共済金をお支払いいたします。

- ① 3万円(共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、共済価額の20分の1に相当する金額)
- ② 10万円
- ③ 20万円
- ④ 50万円
- ⑤ 100万円

共済金の支払額は、次式により算出します。

共済金の支払額 = 損害額 × (共済金額 / 共済価額)

損害額 = 被害額 - (残存物価額 + 賠償金等)

被害額

① 特定園芸施設等

被害額 = 特定園芸施設の価額 × 損害割合 + 附帯施設の価額 × 時価現有率
+ 施設内農作物の価額 × 損害割合 × (1 - 分割割合)

ただし、被覆材の被害額の算定にあたっては、経過月数に応じた自然消耗割合が適用される場合があります。

なお、施設内農作物の病虫害は、加入者が施設の管理、病虫害防除、土壌・肥培管理等の通常すべき管理その他損害防止を行っていたにもかかわらず不可抗力的に発生した病虫害のみを共済金の支払い対象とし、通常すべき管理等がなされないことによって発生した病虫害は、基準を定めた分割評価により、損害額からその部分を除外して共済金の算定を行うこととなります。

② 撤去費用額

被害額 = 撤去費用領収書等の金額(被覆材を除く)

(ただし、撤去費用基準額 × 本体の損害割合を限度とする。)

なお、撤去に要した金額が100万円を超えたとき又は損害割合(被覆材を除く)が50%(ガラス室は35%)を超えたときのいずれかに該当する場合に限る。

③ 本体復旧費用額

被害額 = 復旧費用領収書等の金額(被覆材除く) - 本体被害額(時価部分)

(ただし、本体の復旧費用基準額 × 本体の損害割合を限度とする。)

④ 附帯施設復旧費用額

被害額 = 復旧費用領収書等の金額 - 附帯施設被害額(時価部分)

(ただし、附帯施設の復旧費用基準額 × 損害割合を限度とする。)

(6) 撤去費用加算方式又は復旧費用加算方式の取扱い

撤去費用加算方式又は復旧費用加算方式の共済関係につき共済事故による損害が生じた場合は、損害通知に加えて速やかに撤去・復旧計画書(撤去・復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出してください。

また、撤去又は復旧したときは、遅滞なく、撤去費用又は復旧費用に係る領収書又は請求書を

共済事故から1年以内に提出してください。(ただし、災害救助法が適用された市町村の区域内において、撤去又は復旧が遅れる場合若しくは施工業者又は復旧資材の不足その他組合員の責めに帰することができない事由により、撤去又は復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内にできないときは、当該1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年に限りその期間を延長することができます。)

(7) 共済金を一部又は全額お支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金を一部又は全額お支払いできないことがあります。

- ① 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき、又は損害防止の指示に従わなかったとき。
- ② 加入者が損害発生のお知らせを怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき。
- ③ 損害調査等に必要書類を偽造・変造する等により不実のお知らせをしたとき。
- ④ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき。
- ⑤ 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- ⑥ 加入者が正当な理由がないのに特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込み(2週間以内)を遅滞したとき。

(8) 支払責任のない損害

園芸施設の共済目的につき共済事故によって生じた損害であっても、次のような場合には、組合は共済金を支払う責任を負いません。

- ① 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- ② 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然消耗によって生じた被覆物の損害
- ③ 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害

(9) 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合もあります。

- ① 加入した特定園芸施設等を譲渡したとき。
- ② 加入した特定園芸施設等に移転、解体、増築、改築又はその構造若しくは材質を変更したとき。
- ③ 加入した特定園芸施設等が共済事故以外の事由により破損又は滅失したとき。
- ④ 加入した特定園芸施設等を他の保険若しくは共済に付したとき。
- ⑤ 加入した特定園芸施設の被覆期間を変更したとき。
- ⑥ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間を変更したとき。
- ⑦ 加入した施設内農作物が発芽したとき又は加入した施設内農作物を移植したとき。

(10) 事故発生通知及び損害通知

加入した特定園芸施設等に共済事故が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生通知及び損害通知をお願いいたします。

(11) 損害防止の義務

加入者は加入した特定園芸施設等について、通常すべき管理その他損害防止を行うとともに、事故が発生したときは損害の防止・軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(12) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。なお、加入申込みの承諾のときに組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは消滅します。

(13) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除します。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせた、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行った、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由

(14) 解除の効力

解除は将来に向かってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害、告知義務違反による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害については、組合はてん補する責任を負いません。

(15) 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合

他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償を目的に特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

(令和元年9月調整)

山形県農業共済組合

〒 994 - 8511 山形県天童市小関1333番地

TEL (023)656-8988 (代) FAX (023)656-8980